



令和3年度 美波町職員採用試験案内

令和3年7月1日

美波町

◎ 受付期間	令和3年7月20日(火)～8月3日(火)
◎ 第1次試験日	令和3年9月19日(日)

1. 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職務の内容
一般事務①	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、一般行政事務に従事します。
一般事務② 【障がい者対象】	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、一般行政事務に従事します。
看護師	短期大学卒業程度	若干名	美波町において、看護師の業務に従事します。
土木	高等学校卒業程度	若干名	美波町において、主に土木技術業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

◆「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務①	高等学校卒業程度 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。
一般事務② 【障がい者対象】	高等学校卒業程度 次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者 (1)昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 (2)次のアからエまでのいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者 ウ 児童相談所又は知的障害者更生相談所等により知的障害者であると判定された者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ※上記の手帳等は試験日当日において有効であることが必要です。

看護師	短期大学 卒業程度	昭和 51 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は令和 4 年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの者。
土 木	高等学校 卒業程度	昭和 51 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者で、土木専門課程を修め卒業した者又は、令和 4 年 3 月 31 日までに当該課程を修め卒業見込の者。

※上記の受験資格を有する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

イ 美波町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

※一般事務②【障がい者対象】については、手帳の交付申請中の場合は申し込みできません。また、申込みから採用時までの間に、上記要件に該当しないことが判明した場合(手帳が更新されなかった場合を含みます)は、判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。また、採用後においても、障害者雇用状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。

3. 試験の日時、試験場及び合格発表

区分	試験日時	試験場	合格発表
第 1 次 試験	令和 3 年 9 月 1 9 日 (日) 開場 9 : 00 ~ 説明 9 : 45 ~ 試験時間 10 : 00 ~	四国大学 (徳島市応神町古川字戎子野 123-1) ※送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の誘導に従い、所定の場所で乗降してください。なお、付近に受験者並びに送迎車用の駐車場はありません。	令和 3 年 1 0 月中旬
第 2 次 試験	令和 3 年 1 0 月以降 (詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。)		令和 3 年 1 1 月以降

※合格者の発表は、当町の指定する掲示板に公告するとともに、可否にかかわらず文書で通知します。合格発表及び、第 2 次試験の実施時期については、変更となる場合があります。

4. 試験の方法及び内容

(1) 第 1 次試験は、次のとおり行います。

試験種目	時間	方法及び内容
教養試験 (40 題) (全試験区分)	10 時 00 分から 12 時 00 分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、それぞれ短期大学卒業程度、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。

専門試験 (土 木)	13時00分から 14時30分まで	択一式による筆記試験を行います。 【出題分野】数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
適性検査 (看護師)	13時00分から 14時30分まで	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から見る適性検査

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するために、次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

5. 受験手続

(1) 電子申請 (美波町電子申請サービスにより行います) ※推奨

美波町ホームページ (<https://www.town.minami.lg.jp/>) の職員採用試験の記事から外部リンク「徳島県電子自治体共同システム (電子申請サービス)」にアクセスして、申込みを行ってください。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

https://s-kantan.jp/town-minami-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5859



一般事務②[障がい者対象]の職種に申込みする方は、身体障害者手帳等の交付日、障がいの程度等が記載されている部分の写しをPDFファイルにて申請時に添付してください。

【申込方法】

1. 電子申請サービス (美波町への申請) のリンクをクリックしてください。
2. 利用者登録後、手続き一覧から採用試験の受験申込をクリックし、必要事項を入力の上、申込みしてください。
3. 申込完了後、「整理番号」と「パスワード」が交付されます。受験票の受領等に必要ですので、必ずメモしておいてください。
4. 迷惑メール対策等を行っている場合には、「town-minami@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定にしておいてください。また、URLの記載のある電子メールを受信可能な設定にしておいてください。
5. 申込み内容に不備があった場合には、補正 (修正) が必要であることを電子メールでお知らせすることがあります。

【受験票の受領】

1. 受験票データは準備でき次第、メールにて通知いたします。電子申請サービスより受験票データをダウンロードし、各自印刷してください。

2. 「電子申請サービス（美波町への申請）」を開き、「申込内容照会」をクリックしてください。
3. 「整理番号」と「パスワード」を入力し、申込内容を照会してください。
(申込一覧が表示されている場合は、「採用試験受験申込」の「詳細」ボタンを押してください。)
返信添付ファイルのPDFファイル（受験票）をダウンロードの上、印刷し、受験票を作成してください。その際、A4サイズの白紙（感熱紙・光沢紙不可）を使用し、黒色で印刷してください。
4. 印刷した受験票に署名をし、枠線に沿って切り取り、ハガキ程度の厚さの紙にしっかりと貼り付けてください。
5. 印刷した受験票に、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、第1次試験当日必ず持参してください。受験票は、第1次試験当日に回収します。

【注意事項】

1. 採用試験の電子申請による申込をするためには、事前に電子申請の利用者登録を済ませてください。
2. 試験申込は、電子申請・郵送の各方法にかかわらず1人1回限りです。申込受付後、内容の変更や取下げはできませんので、慎重に入力・送信を行ってください。
3. ご使用の機種や環境によって、対応できない場合がありますので、その場合は、郵便により申し込んでください。
4. システムのメンテナンスのため、受付期間中でもシステムを停止する場合があります。その他、通信障害等のトラブルについては一切責任を負いません。
6. 長時間作業を継続するとセキュリティ上入力できなくなることがありますので、入力前に受験申込書の内容を整理してから作業を開始してください。

※ご家庭にプリンターなどの印刷機器をお持ちでない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービスをご利用いただくことで印刷が可能です。

(2) 郵便申請（電子申請による受験申込みができない方）

やむを得ない事情により電子申請を利用できない場合は、以下の手続きにより郵便申込を行ってください。

ア 申込書は、次の①～③いずれかの方法により入手できます)

①郵便で請求 封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、宛先（受験者の郵便番号、住所、氏名）を明記した120円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封の上、下記に請求してください。

【請求先】〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1 美波町役場総務課

②配布窓口で請求 美波町役場総務課及び由岐支所

③美波町ホームページからダウンロード

令和3年度美波町職員採用試験受験申込書、受験申込書別紙、受験票

イ ア①～③のいずれかの方法により入手した職員採用試験受験申込書(申込書別紙含む)、受験票に※印以外の欄にもれなく記入してください。記入は、すべて本人の自筆により

黒のペンまたはボールペンを用い、楷書で丁寧に記入してください。擦ると消えるペンは使用しないでください。受験票の写真は、申込みの際には貼らないでください。記載事項に虚偽があると採用される資格を失うことがあります。

※ 受験票の郵送の際、封書による郵送や書留を希望する場合は、必要な送料分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ 一般事務②[障がい者対象]の職種を希望の方は、身体障害者手帳等の交付日、障がいの程度等が記載されている部分の写しを添付してください。

ウ 申込書等が入る封筒（角型2号）を用意し、封筒の表に「**試験申込（試験区分〇〇）**」と朱書してください。

記入後の申込書等を封筒に入れ、「簡易書留郵便」で送付してください。

【宛先】〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1 美波町役場総務課

※ 郵便による申込みは、令和3年8月3日までの消印のあるものに限り有効です。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

エ 受験票の受領

申込内容を審査し、総務課から受験番号を記載した受験票を郵送します。

受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）を貼ってください。

※ 8月9日を過ぎても受験票が到着しない場合は、美波町役場総務課（電話 0884-77-3611）へ連絡してください。

オ 受験票は、試験当日必ず持参してください。

6. 受験上の配慮

採用試験は、第1次試験は活字印刷文による出題、第2次試験は筆記及び口述試験にて実施いたしますが、身体に障害があるなどして、試験場において配慮を必要とする場合、障害の特性に応じた配慮をしますので、配慮を必要とする事項を記載してください。御希望は十分に尊重させていただきますが、内容によっては考査の実施上、配慮できない場合があります。なお、記入いただいた内容について、電話等で確認することがあります。

※ 受験上の配慮への対応に時間を要することがありますので、申込締切を待たず、早めにお申込みください。

7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則として令和4年4月1日付で採用します。なお、採用は全て地方公務員法第22条第1項の規定に基づき条件付き採用となります。採用後6カ月を勤務し、その間、良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
- (2) 最終合格者の次点以降の者で、一定の基準を超えた者を高得点順に、採用候補者名簿に登載し、最終合格者が採用を辞退した場合等は、次点の方に直接連絡いたします。（問合

せはできません。)

- (3) 受験資格がないことが判明した場合(受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得、更新できない場合等を含む)、申込み又は受験に関して虚偽若しくは不正な行為があった場合、職員として適格性を欠くことが明らかになった場合などは、受験資格・採用資格を取り消します。
- (4) 採用された場合の給与は、美波町給与条例に基づき支給されます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、美波町個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験者本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券など)を持参し、開示期間中の執務日(土・日、祝祭日を除く月曜日から金曜日)の午前8時30分から午後5時までに、美波町役場総務課に直接お越しください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者本人	第1次試験の得点及び順位(本人分)	第1次試験合格発表日から1月間	美波町役場 総務課
第2次試験	不合格者本人	第2次試験の得点及び順位(本人分。第1次試験結果の開示も含む)	第2次試験合格発表日から1月間	

9. その他

- (1) この試験についての問合せは、美波町役場総務課(電話 0884-77-3611)へしてください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取により行いますから、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) お弁当、飲み物等のゴミは各自持ち帰ってください。
- (5) 第1次試験の試験場に駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。なお、送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の指示に従い、所定の場所にて乗降してください。
- (6) 受験票は、第1次試験当日回収しますので、自身の受験番号を控えておいてください。
- (7) 自然災害等による試験の延期など試験日程を変更する場合、試験日前日までに決定した事項については美波町ホームページで随時お知らせいたします。